

お知らせ版

I Will Inform you.

2024
APRIL
vol.168
Ebino city Public relations

4

問 = 問い合わせ先 **申** = 申し込み先

≫ イベント・催し

■ 「複製絵画展^{せい}～静なる樹～」を開催します

市歴史民俗資料館では、市民図書館に所蔵している複製絵画の展示を行います。絵画や美術に興味を持ってもらえるような展示となっています。名作などを見られる良い機会です。ぜひ、ご来場ください。

また、市民図書館では、複製絵画の貸し出しも行っていきます。お気軽にお問い合わせください。

【開催日】4月6日（土）～21日（日）

【時間】午前9時～午後6時（火曜～土曜）

午前9時～午後5時（日曜・祝日）

【場所】市歴史民俗資料館 展示ホール

【休館日】4月8日（月）、15日（月）

問市歴史民俗資料館

☎35-3144

問市民図書館

☎35-0242

≫ お知らせ

■ 新婚世帯の家賃を助成します 「新婚世帯家賃助成金」

市では、新婚世帯の市内への定住促進と民間賃貸住宅の活用を図るため、市内の民間賃貸住宅に居住する新婚世帯に対して、家賃の一部を助成します。

【補助対象者】初めて申請する日が、婚姻日から1年以内で、次の要件すべてに該当する新婚世帯

- ・夫婦のいずれかが民間賃貸住宅の所有者との間で賃貸借契約を締結していること
- ・夫婦ともに市内の民間賃貸住宅の所在地に住民登録を行い、現に居住していること
- ・市内に住宅を所有していないこと
- ・市税等の滞納がないこと
- ・他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと
- ・過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
- ・家賃の滞納がないこと
- ・暴力団員でないこと

【助成金額】基本上限 10,000円（月額）

※助成金額は、実質家賃負担額（家賃から住宅手当を除いた額）の2分の1以内です。

※夫婦ともに市外からの転入の場合は、上限を月額14,000円とします。

※夫婦いずれかが市外からの転入の場合は、上限を月額12,000円とします。

※助成金は、申請した月から当該年度の3月分までを一括して交付します。

【助成期間】最長36月間

※期間中は、年度ごとに毎回申請を行う必要があります。

【申込方法】申請書に必要事項を記入し、必要書類を添付の上、市企画課定住対策係に提出してください。

※申請書は市企画課で取得するか、市ホームページからダウンロードしてください。

【必要書類】

- ①戸籍謄本
- ②世帯全員の住民票
- ③市税等の滞納がないことを証する書類
- ④賃貸借契約書の写し
- ⑤住宅手当支給証明書

【申込期限】随時受け付けます。

申・問市企画課 定住対策係

☎35-3713（直通）

■ 固定資産税に係る土地評価見直し

令和6年度は、固定資産税に係る土地と家屋の価格を見直す年になります。見直しは3年ごとに行われます。

この見直しによって、農地・山林等の評価額が前年度に比べて増減することがあります。土地（農地・山林等）を所有している人は、4月中に送付される固定資産税納税通知書の課税明細書の確認をお願いします。

詳しくは、市税務課固定資産税係までお問い合わせください。

問市税務課 固定資産税係

☎35-3735（直通）

■ 令和6年度えびの市住宅リフォーム促進事業補助金（前期分）交付申請受付開始

市では、令和6年度えびの市住宅リフォーム促進事業補助金（前期）の申請受け付けを開始します。補助金額の総額が、予算額に達した時点で受け付け終了となりますので、あらかじめご了承ください。

【受付期間】5月8日（水）～補助金総額が予算額（250万）に達するまで ※受け付けは先着順に行います。

【補助対象者】

・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人であって、補助対象住宅の所有者（配偶者または一親等の血族、もしくは姻族を含む）

・申請者および同一世帯員が、市税等を滞納していないこと

【補助対象住宅】補助対象者の居住用に供している市内に存する住宅。ただし、事務所、または賃貸住宅等の併用住宅については、補助対象者が居住する部分に限ります。

【補助対象工事】

・市内に主たる事務所を有する法人、または市内に住所を有する個人事業者である施工業者を利用して実施する住宅の工事

・補助対象工事に要する費用が20万円以上のもの

・補助金の交付決定後、原則3カ月以内に着手できる工事
※市の他の制度による助成を受けていない部分に限ります。

※補助金の交付決定通知前に着工した工事は、対象外となります。

※3カ月以内に着工を行っていない場合は、申請を取り消しする場合があります。

・**【補助金の額】**補助対象工事に要する経費の20%の額。ただし、その額が15万円を超える場合は、15万円を限度とします。

・**【申請書類】**

①申請書、事業計画書、収支予算書

※市観光商工課で取得するか、市ホームページからダウンロードしてください。

②見積書（施工業者からの見積書）の写し

③所有者が申請者と異なる場合は、所有者と申請者の続柄が証明できる書類

④所有者死亡の場合は、相続人全員の同意がわかる書類

⑤土地家屋名寄帳の写し

⑥工事を行う住宅の現状および工事施工予定箇所の写真

⑦工事をする住宅の平面図

※必要な申請書類を全て揃えて受け付けとしますので、受付開始までに事前準備をお願いします。

・**【その他】**

・この補助金の利用は、同一住宅につき1回限りになります。

・申請後、納税状況について調査します。滞納がある場合は補助金の交付ができません。事前に申請者および同一世帯員の納税状況を確認し、申請をお願いします。

・中古物件を購入しリフォームをする人は、前所有者が当事業を既に利用している場合がありますので、補助対象になるかを事前にご相談ください。

申・問市観光商工課 商工係

☎35-3728（直通）

■ 生産調整（転作）出張受け付けを行います

市では、生産調整（転作）の受け付けを次の日程で実施します。対象の公民館等で受け付けを行ってください。受け付けの際には、必ず計画書（緑の用紙）と印鑑、通帳（新規・口座変更の人のみ）を持参してください。

【申請期間】4月22日（月）～6月21日（金）

【受付場所】各自治会の公民館

※ただし、次の地区は別の場所で行いますので、注意してください。

[麓（飯野）・町] 飯野地区コミュニティセンター研修室1

[尾八重野・東長江浦上] 東長江浦上公民館

[駅前・中原田・上原田] 中原田公民館

[高野・苧畑] 苧畑公民館

[中島] 加久藤地区コミュニティセンター集合室

[中内豎・西内豎] 中内豎公民館

[北岡松・溝ノ口] 北岡松公民館

[南昌明寺・北昌明寺] 南昌明寺公民館
 [松原・前松原] 松原公民館
 (飯野地区・上江地区)

期日	対象地区	時間
4月22日 (月)	東原田	9:00～10:00
	下大河平	9:00～10:30
	中原田・駅前・上原田	10:30～11:30
	堀浦	11:00～12:30
	五日市	13:00～14:00
	上大河平	14:00～15:30
	杉水流	14:30～15:30
4月23日 (火)	前田・苧畑・高野	9:30～10:30
	南原田・飯野麓・町	11:00～12:30
	上上江・白鳥	14:00～15:30
4月24日 (水)	大明司・池島	9:00～10:00
	坂元・中上江	10:30～11:30
	山内・西上江	13:00～14:00
	末永・今西	14:30～15:30
4月25日 (木)	田代	9:00～10:00
	出水	10:30～11:30

(加久藤地区)

期日	対象地区	時間
4月25日 (木)	榎田	9:00～10:00
	牧の原	10:30～11:30
	灰塚・西長江浦下	13:00～14:00
	永山・西長江浦上	14:30～15:30
4月26日 (金)	松原・前松原・栗下	9:00～10:00
	中島・大溝原	10:30～11:30
	加久藤麓・東長江浦下	13:00～14:00
	湯田・東長江浦上・尾八重野	14:30～15:30
5月10日 (金)	東川北	11:00～12:30
	西郷	14:00～15:30

(真幸地区)

期日	対象地区	時間
5月8日 (水)	下島内・南岡松	9:00～10:00
	東内豎・北岡松・溝ノ口	10:30～11:30
	中内豎・西内豎	13:00～14:00
	水流	14:30～15:30
5月9日 (木)	京町・柳水流	9:00～10:00
	上向江・亀沢	10:30～11:30
	南昌明寺・北昌明寺・下浦	13:00～14:00
5月10日 (金)	上島内・西川北	9:00～10:30
	中浦	11:00～12:30
	上浦	14:00～15:30

※受け付け当日は、大変混み合うことが予想されます。

・あらかじめご了承ください。
 ・※各地区での受付期間中は、市役所で受け付けができません。市役所での受け付けは、5月13日(月)から受け付けます。

・**申・問**市農業再生協議会(市畜産農政課内)
 ・☎35-1650(直通)

■ はり・きゅう・マッサージ等の施術の助成が受けられます

はり・きゅう・マッサージ等の施術については、保険給付の適用外となるため全額自己負担になりますが、国民健康保険・後期高齢者医療保険の資格のある人は、申請を行うことで施術を受ける際に助成を受けることができます。以下の申請場所で手続きを行ってください。

【申請場所】市健康保険課・飯野・真幸出張所

【申請期間】随時受付

【助成額】1日1回1,000円(年間24回まで)

【交付するもの】利用者証

【利用期間】令和7年3月31日まで

【申請に必要なもの】被保険者証

・**申・問**市健康保険課 医療保険係
 ・☎35-3742(直通)

■ ご利用ください「福祉タクシー利用料金助成事業」

市では、高齢者および重度の障がいのある人の経済的負担の軽減を図るため、「福祉タクシー利用料金(基本料金)」を助成しています。

【助成対象者】

[高齢者の場合] 次の全てに該当する人

- ・75歳以上の高齢者
- ・対象者が車両を保有せず、自らも運行できない
- ・世帯員全員が車両を保有していない
- ・施設等に入所していない
- ・前年度の住民税所得割額が課税されていない

[障がいのある人の場合] 次の全てに該当し、①身体障害者手帳1級または2級、②精神保健福祉手帳1級、③療育手帳Aのいずれかの交付を受けている人

- ・対象者が車両を保有せず、自らも運行できない
- ・世帯員全員が車両を保有していない
- ・施設等に入所していない
- ・前年度の住民税所得割額が課税されていない

※障がいのある人については、世帯員の中で車両の保有者全員が1週間のうち5日以上就労している場合、就労証明書を提出することで利用が可能です。

※世帯員とは、生計を同一にする者または住民基本台帳上は別世帯であっても同一敷地内に居住している者をいいます。

【申請方法】市福祉課地域福祉係、またはお住いの地区の民生委員にご連絡ください。

【助成方法】

・助成対象者と認められた場合は、申請があった翌月に地区の民生委員より「福祉タクシー利用券」を配布します。

・「福祉タクシー利用券」を、タクシー利用時に次の指定タクシー会社の運転手に渡すことで、タクシー利用料金の一部の助成を受けることができます。

【福祉タクシー利用券を利用できるタクシー会社】

- ・宮交タクシー ☎37-1351
- ・三和交通 ☎33-0220
- ・こばやし交通 ☎33-0154
- ・昭和福祉タクシー ☎33-6270

【助成額】福祉タクシー利用券1枚につき基本料金を助成します。

【交付枚数】対象者1人につき年間48枚（年度途中の対象者は、申請のあった月の翌月から月割り交付となります。）

※4月に24枚、10月に24枚と2回に分けて交付します。

【有効期限】令和7年3月31日までです。翌年度に繰り越して使用することはできません。

【その他】

・福祉タクシー利用券は、家族や他人に譲ることはできませんが、同乗することは可能です。

・この制度は、市企画課が行っている「タクシー利用券」の制度とは別の制度ですが、両方を同時に利用することは可能です。

申・問市福祉課 地域福祉係

☎35-1115（課直通）

■ご利用ください 手話通訳等の派遣事業

聴覚、言語機能に障がいがあり、日常生活においてコミュニケーションを図る必要がある市内在住者に対して、手話通訳者等を派遣します。

【派遣の範囲】聴覚、言語機能の障がいにより、コミュニケーションが円滑に行えないことで社会生活上支障があ

ると認められるなど、手話通訳者等を必要とする場合に派遣します。

（例）病院への通院、各種手続き、レクリエーション活動、講習会など

【派遣時間】午前9時～午後5時（原則）

※時間外や緊急を要する場合は、えびの市手話通訳者派遣協会にご相談ください。

【利用方法】手話通訳者派遣申請書を派遣希望日の原則10日前までに市福祉課、またはえびの市手話通訳者派遣協会に提出してください。※緊急を要する場合を除く。

※手話通訳者派遣申請書は、市福祉課、飯野・真幸出張所にあります。

【利用料】無料 ※手話通訳者等の入場料などは、申請者の負担になります。

申・問えびの市手話通訳者派遣協会

☎33-2635（代表）

申・問市福祉課 障がい福祉係

☎35-1115（課直通）

■携帯電話臨時ショップ(期間:4月22日・23日)を開設します

市と株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の携帯電話事業者3社は、えびの市内における携帯電話サービスのサポートなどを確保するために、携帯電話臨時ショップを開設しています。

【開催日】

携帯電話事業者	日程	担当ショップ・連絡先
ドコモの日	4月22日(月) 23日(火)	ドコモショップ 小林駅前店 ☎24-5252

【内容】スマートフォンの使い方教室、相談など

※予約ができます。各担当ショップに電話でお申し込みください。

【場所】えびの駅

【開設時間】午前10時～午後4時

【サービス内容】携帯電話の機種・契約変更や新規契約、乗り換え、機器操作に伴う相談など

※市公式LINEおよび市広報Facebookでも案内します。

市公式LINEでの案内を希望する人は、基本受信設定アンケートの「欲しい情報」から受信設定をお願いします。

市公式LINEおよび市広報FacebookのQRコードは本紙裏面に掲載しています。

問市企画課 情報係

☎35-3714（直通）

■ スマホ教室を開催します

市と株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社の携帯電話事業者3社は、スマホ教室を開催しています。現在スマートフォンをお持ちでない人も参加できます。スマートフォンを体験してみたい人は、ぜひ、お気軽にご参加ください。

【開催日】

期日	時間	講師（携帯電話事業者）
4月12日（金）	① 10：00～11：00	NTTドコモ
	② 13：00～14：00	

【場所】飯野地区コミュニティセンター

【内容】スマートフォンの使い方教室、相談など

【参加費】無料

【定員】各教室30人程度

【持ってくるもの】お持ちの人は、スマートフォン

【申込方法】市企画課情報係に電話でお申し込みください。各教室には、携帯電話事業者を問わず参加できます。

【注意事項】申し込み状況によっては、中止となる場合があります。

※市公式LINEおよび市広報Facebookでも案内します。市公式LINEでの案内を希望する人は、基本受信設定アンケートの「欲しい情報」から受信設定をお願いします。市公式LINEおよび市広報FacebookのQRコードは本紙裏面に掲載しています。

申・問市企画課 情報係

☎35-3714（直通）

■ 水道メーター検針にご協力ください

市では、水道料金を算定するために2カ月に一度（偶数月の1日から10日まで）、委託する検針員が水道メーターの検針を行います。

●検針期間中のお願い

次のような場合、検針に支障が出ますので、スムーズに検針業務が行えるよう、ご協力をお願いします。

・水道メーターボックス上に車両等を駐車しないでください。

・水道メーターボックス周辺に危険物や重いものを置かないでください。

・ペット等を飼われている場合は、水道メーターに届かないところへつないでください。

・水道メーターボックス内に泥などがたまっている場合

は検針ができませんので、ボックス内はきれいにしてください。

・凍結防止対策で、水道メーターボックスの中に布などを詰めている場合は、冬季以外は取り除いてください。

●お知らせ票が適格請求書として扱われます

令和5年10月1日より施行された「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」により、検針時に発行される「水道使用水量・料金のお知らせ」が適格請求書扱いとなります。お知らせ票が確実に投函できるように郵便受け等を設置するなどのご協力をお願いします。

【留意事項】

・声をかけてから検針しますが、門扉をくぐらない道路際に水道メーターがある場合は、声かけを省略することがあります。

・ご不在の場合もそのまま検針しますので、ご了承ください。

問市水道課 経営管理係

☎35-1113（課直通）

≫ 募集

■ 「行政提案型協働事業」を募集します

「行政提案型協働事業」は、市が提示した事業テーマについて、市民の皆さんの持つノウハウや強みを活かした企画事業を提案してもらい、実際に実施してもらう事業です。市民と協働で行うことでより効果が上がる事業テーマについて、事業提案を募集します。

【公募する事業テーマ】

①地域資源の活用による地域活性化となる事業

[概要] 身近にあるさまざまな地域資源（人・物・自然・エネルギー）を活用し、地域の活性化につながる人材育成・啓発活動、イベントの実施

[想定される事業]

ツアーガイドなど

②観光資源を活かした市内商店街の活性化

[概要] 地域活性化のけん引役である観光と、市内商店街が魅力向上を図るための啓発活動やイベントの実施

[想定される事業]

観光パンフレットの作成など

【実施期間】5月（採択後）～令和7年3月31日

【事業形態】委託（概算払い）

【金額】50万円以内

【対象経費】協働事業の実施に直接必要な人件費（スタッフ人件費）、旅費（講師・スタッフ）、講師等謝礼金、印刷製本費、消耗品費、食糧費（スタッフ・参加者飲み物代・講師弁当代等）、通信運搬費、使用料、賃借料、保険料（イベント等保険）、一般管理費（総事業費の10%以内）など

【申込資格】「5人以上で構成される団体であって、その構成員の半数以上が市内に在住、在勤または在学していること」、「1年以上活動を継続していて、今後も継続する見込みがあること」、「営利、政治的、宗教的活動を目的とする団体や暴力団などの統制下にある団体ではないこと」など

※詳しくは、市民協働課にお問い合わせください。

【申込方法】企画提案書に必要事項を記入の上、必要書類と併せて、市民協働課に直接提出してください。なお、申し込みをする場合は、事前に市民協働課にご相談ください。申請書様式は、市ホームページからダウンロードするか、市民協働課で取得してください。

※審査会の審査を経て、助成団体を決定します。

【申込期限】4月30日（火）

申・問市民協働課 市民協働係

☎35-1118（直通）

■ ぷらいど21助成事業に取り組む市民団体を募集します

市では、市民の皆さんが主体となって自ら行う地域づくり、まちづくり活動に対し、助成金を交付する「ぷらいど21市民団体活動助成金」事業を行っています。

地域を活性化したい、地域づくりを始めたいと考えている市民団体の皆さん、この事業を活用して、活動を充実させてみませんか。

【助成対象団体】「市内に在住、在勤、在学する者5人以上で構成し、その2分の1以上が市内在住であること」、「定款等を定め、団体上の規律が確立されていること」、「営利、政治的、宗教的活動を目的とする団体や暴力団などの統制下にある団体ではないこと」などの条件を満たす団体

【助成率等】助成対象経費の80%以内を助成します。助成金の交付回数は、1団体につき3回までです。助成額の上限は、初年度100万円、2年目50万円、3年目30万円となります。

※審査委員会の審査を経て、助成団体を決定します。詳しくは、市民協働課までお問い合わせください。

【申込方法】申請用紙に必要事項を記入の上、市民協働課

に直接提出してください。なお、申請する場合は、事前に市民協働課にご相談ください。申請書様式は、市ホームページからダウンロードするか、市民協働課で取得してください。

【申込期限】4月30日（火）

申・問市民協働課 市民協働係

☎35-1118（直通）

■ 地域婦人連絡協議会の会員を募集します

えびの市地域婦人連絡協議会は、女性の立場から社会貢献活動をしている団体です。住みよい地域づくり、明るく生き生きと発展するえびの市のまちづくりに貢献することを目的として、さまざまなボランティア活動に取り組んでいます。現在、23人の女性が活躍しています。

いつでも加入できますので、興味のある人、参加を希望する人は市社会教育課にご連絡ください。

【主な活動内容】

- ①学校支援（子どもの見守り・学習支援など）
- ②自主運営事業（婦人のつどい・視察研修など）
- ③県や西諸県地区の婦人会との交流

【対象】市内在住の女性であればどなたでも参加できます。年齢は問いません。

【年会費】1,000円

申・問市社会教育課 社会教育係（市文化センター内）

☎35-2268（課直通）

■ ふれあい女性学級生を募集します

ふれあい女性学級では、豊かな感性や知識を養い、学級生同士の親睦と交流を深めることを目的に、年間を通してさまざまな活動に取り組んでいます。

学級は、市内3地区（飯野・上江・真幸）で活動しています。市内在住の女性であればどなたでも参加できます。興味のある人や参加を希望する人は、市社会教育課にご連絡ください。

※加久藤地区在住の人は、社会教育課までご相談ください。

【活動場所】各地区コミュニティセンター

【開催時期】年10回程度（原則平日の日中に開催）

【内容】料理教室・作品作り・体験学習・視察研修・軽スポーツなど

申・問市社会教育課 社会教育係（市文化センター内）

☎35-2268（課直通）

■ 手話講習会の受講生を募集します

市やえびの市手話通訳者派遣協会は、手話奉仕員等の養成および聴覚障がい者等の福祉向上のため、手話講習会を開催します。お気軽にご参加ください。

【開催日】毎週木曜 ※祝日を除く

【時間】午後7時30分～午後9時

【場所】市文化センター 団体室

【開講式】4月18日（木）午後7時30分～

【対象】市内に在住している人（中学生以下の場合は保護者同伴）

【定員】[入門編] 20人 [基礎編] 入門編修了者のみ

※「全国手話検定試験」の受験を希望する人には、検定試験の対策等の支援・指導をします。（1級～5級）

【受講料】年間2,000円 ※別途テキスト代が3,200円程度かかります。

【申込期限】定員に達するまで随時募集しています。

【申込方法】開講式当日に受け付けを行います。開講式に参加する人は、右のQRコードから申し込むか、市福祉課に電話でお申し込みください。



手話講習会申込

申・問えびの市手話通訳者派遣協会

☎33-2635（代表）

申・問市福祉課 障がい福祉係

☎35-1115（課直通）

■ 受講生募集 「音訳ボランティア養成講座」

公益財団法人宮崎県視覚障害者福祉協会では、西諸地区で令和6年度音訳ボランティア養成講座を行います。

これは、視覚障がいのある人に情報を提供するため、広報紙、議会だより、本などを正確に分かりやすく音訳するボランティアを養成する講座です。

【対象者】講習修了後にボランティア活動が可能な人、パソコンの操作ができる人

【講習期間】5月～令和7年3月（第2・第4土曜日）

【時間】午後1時30分～午後3時30分

【受講料】無料（テキスト代は実費負担）

【場所】小林市社会福祉センター（小林市立図書館横）

【開講式】5月11日（土）午後1時30分～

【申込期限】5月11日（土）

【申込方法】小林市社会福祉センターに電話でお申し込みください。

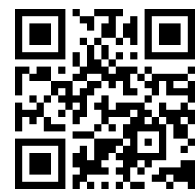
申・問小林市社会福祉センター

☎23-3466

■ AEDマップでAEDの設置場所を確認 できます

右のQRコードからAEDマップを確認することができます。いざという時のために設置場所を把握しておきましょう。

※掲載している施設の対応状況や時期により掲載情報異なります。ご注意ください。



財団全国
AEDマップ

霧島演習場で採草をする人へ

霧島演習場で採草をする人は、立ち入る前に、必ず霧島演習場管理班事務所で訓練状況等をご確認ください。

なお、霧島演習場内に立ち入る際は、安全確保のため、必ず同事務所に立ち寄って、受付名簿に記入してください。

霧島演習場での訓練について

霧島演習場での訓練で、ヘリコプター等による騒音や、ヘリコプター等が畜舎付近を飛行し家畜に影響を及ぼす可能性がある場合は、下の問い合わせ先までご連絡ください。

問 えびの駐屯地 業務隊管理科 霧島演習場管理班 事務所

☎ 33-3904（内線228 ※不在の場合は内線308）



● 4月10日～5月9日の行事予定

日付・曜日	行事名・会場・時間
週間・月間行事	「複製絵画展～静なる樹～」(歴史民俗資料館～4月21日)
4月10日(水)	心配ごと相談(総合福祉センター13:30～16:30 ※受付16:00まで)
4月11日(木)	ななつ星 in 九州運行日 年金移動相談(市役所本庁10:00～15:00) ※要予約(都城年金事務所 ☎ 0986-23-2571)
4月12日(金)	スマホ教室(飯野地区コミュニティセンター10:00～14:00) ※要予約(企画課情報係 ☎ 35-3714)
4月13日(土)	美化センター稼働日(8:30～12:00)
4月14日(日)	
4月15日(月)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館
4月16日(火)	道の駅定休日 農業用廃プラスチック集積日「塩化ビニル」(最終処分場9:00～12:00) 母子手帳交付(保健センター9:30～11:00) ※要予約(子育て世代包括支援センター ☎ 35-1707)
4月17日(水)	オレンジカフェよかとこ(図書館9:30～11:30) 心配ごと相談(総合福祉センター13:30～16:30 ※受付16:00まで)
4月18日(木)	ななつ星 in 九州運行日 無料法律相談(総合福祉センター13:30～16:30) ※要予約(社会福祉協議会 ☎ 35-2800)
4月19日(金)	
4月20日(土)	県内一斉消毒の日(畜舎等の消毒を徹底しましょう)
4月21日(日)	美化センター稼働日(8:30～17:00)
4月22日(月)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 臨時ショップ(ドコモの日)(えびの駅10:00～16:00)
4月23日(火)	臨時ショップ(ドコモの日)(えびの駅10:00～16:00) ひきこもり・こころの健康相談(小林保健所13:30～15:30) ※要予約(小林保健所 ☎ 23-3118)
4月24日(水)	図書館・歴史民俗資料館休館 心配ごと相談(総合福祉センター13:30～16:30 ※受付16:00まで)
4月25日(木)	ななつ星 in 九州運行日 市民交流喫茶(国際交流センター10:00～11:30) わかちあいの会【自死遺族のつどい】(小林保健所13:00～15:00)
4月26日(金)	
4月27日(土)	美化センター稼働日(8:30～12:00)
4月28日(日)	
4月29日(月)	
4月30日(火)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 母子手帳交付(保健センター9:30～11:00) ※要予約(子育て世代包括支援センター ☎ 35-1707)
5月1日(水)	人権相談(市役所1-1会議室10:00～15:00) 行政相談(市役所2-1会議室10:00～12:00) 心配ごと相談(総合福祉センター13:30～16:30 ※受付16:00まで)
5月2日(木)	
5月3日(金)	
5月4日(土)	
5月5日(日)	
5月6日(月)	
5月7日(火)	文化センター・図書館・歴史民俗資料館休館 母子手帳交付(保健センター9:30～11:00) ※要予約(子育て世代包括支援センター ☎ 35-1707)
5月8日(水)	心配ごと相談(総合福祉センター13:30～16:30 ※受付16:00まで)
5月9日(木)	ななつ星 in 九州運行日

※各行事については、変更になる場合があります。